

# (介護予防) 居宅療養管理指導重要事項説明書

＜令和6年6月1日～＞

## 1 (介護予防) 居宅療養管理指導事業者の概要について

事業所	医療法人すずきクリニック
所在地	福島県福島市松川町字桜内7-2
事業所番号	0710114935
管理者名	理事長 鈴木定雄
連絡先	電話 024-567-2661 F A X 024-567-2701

## 2 事業所の職員体制について

管理者	1名
医師	1名以上
看護師	1名以上

## 3 営業日及び営業時間について

営業日	営業時間
月曜から土曜	9:00～18:00
(水曜日)	9:00～16:00
(土曜日)	9:00～15:00

\*但し、日曜、祝祭日及び8月14日～16日、12月30日～1月3日は除く

\*地震、災害等で交通機関が停止した場合や道路が使用できない状態等の時、台風や荒

天時等、又は訪問担当者の緊急やむを得ない事情で訪問できない場合もあります。

\*訪問日が祝日に当たる場合は、事前に連絡・調整のうえ振り替えさせていただきます。

## 4 サービス提供できる地域について

福島市松川町・蓬萊町・立子山・飯野町、二本松市（安達地区）

## 5 事業の目的について

要支援・要介護状態にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者（ケアマネージャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとします。

## 6 サービスの内容と費用について

### サービスの内容

居宅療養管理指導の種類	内容
医師が行う (介護予防) 居宅療養管理指導	通院困難な利用者の居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者等及びその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供と利用者又は家族等に対する指導及び助言を行います。

### 利用料

※介護保険負担割合証に記載された負担割合によって決まります。(1単位10円)

区分	単位数	利用料金	1割負担 利用金額	2割負担 利用金額	3割負担 利用金額
(介護予防) 居宅療養 管理 指導費 (Ⅰ)	建物居住者1人 515単位単一	5,150円	515円	1,030円	1,545円
	建物居住者2~9人 487単位	4,870円	487円	974円	1,461円
	建物居住者10人以上 446単位	4,460円	446円	892円	1,338円
(介護予防) 居宅療養 管理 指導費 (Ⅱ)	建物居住者1人 515単位単一	2,990円	299円	598円	897円
	建物居住者2~9人 487単位	2,870円	287円	574円	891円
	建物居住者10人以上 446単位	2,600円	260円	520円	780円

## 7 お支払いについて

利用料金の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス利用料の支払いを受ける場合、利用者又はご家族に対して、その金額と利用サービスの内訳を提示いたします。</li> <li>ご不明な点については随時お問い合わせ下さい。</li> </ul>
支払方法	<p>利用料のお支払いについては、下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当院へ直接支払い(診療時間内)</li> </ul> <p>※上記の支払方法が困難な場合は当院までご相談ください。</p>

## 8 相談窓口・苦情

### 対応について

サービスに関する苦情及び相談等は次の窓口で受付対応させていただきます。

#### ① 事業所相談・苦情窓口は次のとおりです。

担当者・法令遵守責任者は当院理事長が努めます

電話 024-567-2661  
F A X 024-567-2701  
対応時間 月曜日～土曜日（診療時間内）

## 9 緊急時における対応方法について

当院は、サービスの提供中に利用者の病状急変及びその他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医またご家族に連絡するなどの措置を講じると共に、管理者に報告します。

### 1 0 事故発生時における対応方法について

- ① 当院は、利用者に対するサービス提供に際して事故が発生した場合は、速やかに連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- ② 当院は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録します。

### 1 1 人権擁護・虐待防止

- ① 事業者は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。
  - ・虐待防止に関する責任者は当院の理事長が努めます。
  - ・成年後見制度の利用を支援します。
  - ・虐待防止のための指針、苦情解決体制を整備しています。
  - ・法人全体の虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知します。
  - ・従業者に対する人権の擁護及び虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施します。
- ② サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを利用者の住所地のある市町村に通報します。

### 1 2 非常災害対策

非常災害の発生の際に、可能な限りサービスの提供が継続できるよう、他のサービス事業者との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。